

## 五監公告第2号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成31年2月5日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
広 野 甲

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 措置を講じた対象課

こども課

### 3. 監査の期間

平成30年12月27日～平成31年1月28日

### 4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 予算の執行状況について、平成30年11月末現在、保育園運営事業及び（総合戦略）放課後児童健全育成事業の備品購入費の執行率が0%となっている。効果的な市民サービスの提供のため、計画的な予算執行に努められたい。	ご指摘のとおり、保育園運営事業及び（総合戦略）放課後児童健全育成事業の備品購入費の予算執行が遅くなってしまいました。いずれも1月に発注いたしました。今後は計画的な予算執行に努めてまいります。
② 文書管理台帳について、五泉市文書規程第48条第4項において「主管課長は、毎年5月31日までに文書管理台帳を整理し、当該年度の文書管理状況を総務課長に報告しなければならない。」と規定されているが、平成28、29年度分の文書管理台帳が未整理のままとなっており、総務課長への報告もなされていない。適正な事務処理に努められたい。	ご指摘のとおり、平成28、29年度分の文書管理台帳の作成、報告をしておりませんでした。いずれも早急に作成し、総務課長へ報告を行ったところです。このような事のないように適切な事務処理に努めてまいります。